

## ○ 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

(平成28年12月9日基発1209第8号, 都道府県労働局長あて厚生労働省労働基準局長名)

標記の件に関し、現在まで、

1. 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号, 以下「法」という。)第57条の4第1項の規定に基づき届出のあった化学物質(以下「届出物質」という。)のうち、有害性の調査の結果、強度の変異原性が認められたもの(合計873物質)
2. 法第57条の4第1項の既存の化学物質として政令に定める化学物質(以下「既存化学物質」という。)のうち、有害性の調査の結果等により、強度の変異原性が認められたもの(合計194物質)

については、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」(平成5年5月17日付け基発第312号の3の別添1, 以下「指針」という, 別添1参照, (略))に基づく措置の実施を届出事業者に対して要請するとともに、指針の周知等を関係事業者団体に対して要請しているところである。

今般、労働安全衛生法第57条の4第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(平成27年厚生労働省告示第480号, 平成28年厚生労働省告示第86号, 第266号及び第355号)により、911物質の名称を公表したところであるが、それらの化学物質のうち、別紙1(略)に掲げる計47の届出物質について、学識経験者から、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得た。

また、既存化学物質のうち別紙2(略)に掲げる計35物質について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見を得た。

については、別添2(略)により関係事業者団体に対して、別紙1に掲げる届出物質又は別紙2

に掲げる既存化学物質を製造する又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずるよう周知していただきたい旨要請したので、貴職におかれても、管内の事業者に対して、これらの化学物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知されたい。

※安全衛生情報センターホームページ参照。

**別添1** 変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針(平成24年12月11日一部改正)

**別添2** 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

**別紙1** 変異原性が認められた届出物質

**別紙2** 変異原性が認められた既存化学物質

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-57/hor1-57-61-1-0.htm>

## ○変異原性が認められた化学物質に関する情報について

(平成28年12月9日基安化発1209第2号, 都道府県労働局労働基準部健康主務課長あて, 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長名)

※安全衛生情報センターホームページ参照。

**別紙1** 変異原性が認められた届出物質に関する情報一覧

**別紙2** 変異原性が認められた既存化学物質に関する情報一覧

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-57/hor1-57-62-1-0.htm>

## ○ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律

(平成28年12月16日法律第111号)

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 基本計画等（第八条・第九条）
- 第三章 基本的施策（第十条—第十四条）
- 第四章 建設工事従事者安全健康確保推進会議（第十五条）

### 附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

※安全衛生情報センターホームページ参照  
<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-3/hor1-3-196-m-0.htm>

## ○ 第12次労働災害防止計画の最終年度に向けた第三次産業における労働災害防止対策の推進について

(平成28年12月19日基安発1219第1号，都道府県労働局長あて，厚生労働省労働基準局安全衛生部長名)

第三次産業のうち特に労働災害発生件数の多い小売業，社会福祉施設及び飲食店については，「第三次産業における労働災害防止対策の推進について」（平成23年7月14日付け基安発0714第2号）に基づき取組を行ってきたところであり，また，第12次労働災害防止計画（以下「12次防」という。）においても重点業種として労働災害防止対策の推進を図っているところである。しかしながら，これらの業種における労働災害は増加傾向であり，12次防における労働災害削減目標の達成は，今後相当の努力をしなければ極めて困難な状況となっている。

これらの業種の労働災害発生状況を見ると，複数の店舗，施設を展開する企業傘下の事業場での災害も多く見られており，また，店舗や施設の安全衛生の取組を見ると安全衛生担当者がいないなど体制が脆弱であることから，本社等主導による企業全体の効果的な取組として水平展開することが有効である。このようなことから，当該業種の安全衛生水準の全体的な底上げを図るためにも，まずは多店舗展開企業等における取組を推進する必要がある。

このため，12次防の最終年度である平成29年度に向けて，当該業種の本社等主導の取組を推進するため，関係団体とも連携し自主的安全衛生活動を推進するための運動の展開及び多店舗展開企業等の本社等に対する指導を下記のとおり実施することとしたので，その適切な実施に

遺憾なきを期されたい。

### 記

#### 1 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の実施

12次防の最終年度における取組の促進を図るため，平成29年1月より，「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」（以下「安全推進運動」という。）を展開する。

##### (1) 安全推進運動の趣旨等について

安全推進運動は，小売業，飲食店における多店舗展開企業及び多くの社会福祉施設を展開する法人（以下「多店舗展開企業等」という。）の本社及び法人本部（以下「本社等」という。）の自主的安全衛生活動を促進することにより，企業・法人全体の安全意識を高め，安全衛生水準の向上を図ることを目的とするものであること。

安全推進運動の実施事項等については，別添1の「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動実施要綱」（以下「実施要綱」という。）のとおりであること。

##### (2) 多店舗展開企業等への安全推進運動の周知について

###### ア 多店舗展開企業等の本社等への周知

管内の主要な多店舗展開企業等の本社等に対し，集団指導，直接訪問又は文書等により安全推進運動の周知を図ること。周知に当たっては，別途送付するリーフレット

のほか、実施要綱の6の実施者の実施事項について、別添2のチェックリストの活用を図ること。

#### イ 店舗及び施設への周知

当該業種の店舗及び施設には、各種集団指導、個別指導、労働者死傷病報告書の受理時等あらゆる機会を捉え、リーフレットを活用して、安全推進運動の周知を行うこと。

#### ウ 関係業界団体等と連携した周知等の実施

別添3及び別添4により関係業界団体、労働災害防止関係団体等に対し、周知を依頼しているため、都道府県労働局においても地域の業界団体、社会福祉関係協議会等に対して、会員等への周知を依頼すること。

また、都道府県等の社会福祉担当部署、食品衛生担当部署など当該業種を所管する部署に対し、引き続き協力依頼するなど連携した取組を行うこと。

#### エ 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動特設サイト」の開設

多店舗展開企業等の本社等での具体的な取組事項（チェックリストを含む）、店舗、施設における取組の好事例、利用可能なサービス等の情報を取りまとめた特設サイトを厚生労働省ホームページの「職場のあんぜんサイト」に開設するので、関係者に広く周知と活用の働きかけを行うこと。

#### オ 重点周知期間

「STOP！転倒災害プロジェクト」の重点取組期間としている2月及び6月には、当該プロジェクトの周知と連動して、安全推進運動の重点的な周知を図ること。

## 2 多店舗展開企業等の本社等に対する指導の実施

- (1) 多店舗展開企業等のうち、企業等の全体として労働災害件数が多いものについては、本社等が主導し、同種災害の防止対策の取組を店舗、施設で水平展開を図ることが効果的であることから、平成28年度第4四半期から平

成29年度にかけて、多店舗展開企業等の本社等に対する指導を実施すること。

- (2) (1)の指導にあたっては、多店舗展開企業等が傘下の店舗、施設の労働災害発生状況、安全衛生管理活動の状況を別添2のチェックリストを活用して把握し、改善が必要となる事項について、計画的な取組を図るよう指導すること。

## 3 中央労働災害防止協会との連携

安全推進運動を主唱する中央労働災害防止協会においては、①安全推進運動の周知啓発、②事業場の安全衛生対策への指導援助、③KY訓練、転倒災害防止、腰痛予防対策に資する研修等の開催、教育支援、④教育用テキスト、周知啓発資料等の提供、⑤転倒防止のための防滑靴、切創防止手袋、火傷予防手袋等の有効な保護具の普及促進等の対策に取り組むこととしているので、技術的事項の支援を求める企業等に対して、これらの紹介を行うこと。

なお、②及び③には、中小規模事業場安全衛生サポート事業が活用できる場合もあることから、具体的な取組み手法等を求める事業場又は、集団に対して、その活用を勧奨すること。

※別添1～4：安全衛生情報センターホームページ

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-57/hor1-57-63-1-0.htm>

### 【参考】

○「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を初めて実施します

～労働災害が増加している小売業、社会福祉施設、飲食店において、本社主導による全社的な災害防止の取組を促進～

(平成28年12月19日)

※安全衛生情報センターホームページ：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000145844.html>

## ○ リスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について

(平成28年12月20日基安発1220第1号, 都道府県労働局長あて, 厚生労働省労働基準局安全衛生部長名)

「化学物質のリスク評価検討会」において, 酸化チタン(IV) (ナノ粒子を除く) 等3物質についてリスク評価を行い, 今般その報告書が取りまとめられたところである。

については, 本報告書を踏まえ, 過去に酸化チタン(IV)等3物質に係る有害物ばく露作業報告がなされた事業場に対して, 別添1 (編注: 略) の記載例を活用して, 下記の点について要請されたい。

併せて, 別添2 (編注: 略) により別紙の関係事業者団体等の長 (略) に対して会員, 傘下事業者等の関係者への周知等を要請しているので了知されたい。

なお, 本報告書に係る報道発表資料を別添3 (編注: 略) として添付しているが, 報告書全文 (本文及び別冊) は厚生労働省のウェブサイトに掲載しているもので, 併せて了知されたい。

### 記

#### 1 詳細リスク評価を行った物質について

##### (1) 酸化チタン(IV) (ナノ粒子を除く)

詳細リスク評価の結果, 酸化チタン(IV) (ナノ粒子を除く) の製造・取扱いの業務について, 適切なばく露防止措置が講じられない状況では, 労働者に健康障害を発生させるリスク (以下「リスク」という。) が高いことが認められた。このため, 今後, 既にリスク評価を実施してリスクが高いとされている「酸化チタン(IV) (ナノ粒子)」と併せて, 「酸化チタン(IV) による健康障害防止措置の検討を行うことを予定しているが, この検討結果を待たず, 速やかに労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号, 以下「法」という。) 第57条の3の規定に基づき, 当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い, その結果に基づき, 労働安全衛生規則 (昭和47年労働省令第32号, 以下「安衛則」という。) 第576条, 第577条, 第593条, 第594条等の規定に基づく措置を講ずることにより, リスクの低減に取り組むこと。

#### 2 初期リスク評価を行った物質について

##### (1) 2- ブロモプロパン

初期リスク評価の結果, 一部の事業場で, リ

スクが高い状況が見られたこと, また, ヒトにおける経皮吸収等が指摘されている物質であることから, 今後, 引き続き詳細リスク評価のためのばく露実態調査を行うとともに, 経皮吸収等に関する知見の収集や保護具の使用等作業実態の調査等を行い, これらの情報を踏まえた詳細なリスク評価を行うことを予定している。しかしながら, 当該物質は, 有害性の高い物質であり, かつ, 事業場において高いばく露が生じる可能性があること, また, 経皮吸収によるばく露が生じる可能性があることから, 今後実施する詳細リスク評価の結果を待たず, 速やかに法第57条の3の規定に基づき, 当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い, その結果に基づき, 安衛則第576条, 第577条, 第593条, 第594条等の規定に基づく措置を講ずることにより, リスクの低減に取り組むこと。

##### (2) ノルマル- ブチル -2,3- エポキシプロピルエーテル

初期リスク評価の結果, 経気道からのばく露によるリスクは低いと考えられるが, ヒトにおける経皮吸収等が指摘されている物質であることから, 経皮吸収等に関する知見の収集や保護具の使用等作業実態の調査等を行い, これらの情報を踏まえた詳細リスク評価を行うことを予定している。しかしながら, 当該物質は, 有害性の高い物質であり, かつ, 事業場において経皮吸収によるばく露が生じる可能性があることから, 今後実施する詳細リスク評価の結果を待たず, 速やかに法第57条の3の規定に基づき, 当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い, その結果に基づき, 安衛則第576条, 第577条, 第593条, 第594条等の規定に基づく措置を講ずることにより, リスクの低減に取り組むこと。

※別添1, 2, 3, 別紙,

<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-57/hor1-57-66-1-0.htm>

## ○ 有害物ばく露作業報告対象物(平成29年対象・平成30年報告)について

(平成28年12月22日基安発1222第1号, 関係事業者団体等の長あて, 厚生労働省労働基準局安全衛生部長名)

化学物質対策に係る行政の推進につきましては, 日頃から格段の御支援, 御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号, 以下「安衛則」という。)第95条の6の規定に基づく報告(以下「有害物ばく露作業報告」という。)は, 事業場における労働者の有害物へのばく露の状況を把握し, その結果, ばく露による健康障害が発生するおそれがある場合には, 必要な措置を講じていくことを目的としたものであり, 今後, 有害物対策を効果的に進めていく上で必要な報告として平成18年から行われています。

有害物ばく露作業報告の対象となる物については, 労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等(平成18年厚生労働省告示第25号, 以下「告示」という。)により定められていますが, 本日, 告示の一部が改正され, 下記のとおり平成29年1月1日から12月31日を対象期間とする有害物ばく露作業報告(報告期間は平成30年1月1日から3月31日まで)の対象となる物が新たに定められたところです。

つきましては, 本制度の趣旨を御理解の上, 本制度が円滑に運用されるよう貴団体の会員又は傘下事業場等に対して下記の事項について周知いただき, 有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に有害物ばく露作業報告がなされるよう御協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 制度の概要

安衛則第95条の6の規定に基づき, 事業者は,

労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し, 又は取り扱う作業場において, 労働者を当該物のガス, 蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは, 事業場ごとに安衛則様式第21号の7の有害物ばく露作業報告書(以下「報告書」という。)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこと。

#### 2 有害物ばく露作業報告の対象となる物

今般の告示の一部改正において新たに有害物ばく露作業報告の対象となる物は, 次の表の中欄に掲げる物(以下「対象物」という。)及び対象物を含有する製剤その他の物(含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。)であること。

コード	物	含有量(重量%)
233	アクロレイン	1%未満
234	N-イソプロピル-N'-フェニルベンゼン-1,4-ジアミン	0.1%未満
235	塩化水素	0.1%未満
236	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名ジスルホトン)	0.1%未満
237	硝酸	1%未満
238	弗化水素	0.1%未満
239	硫酸	1%未満

#### 3 報告の期間等

事業者は, 平成29年1月1日から同年12月31日までの間に一の事業場において製造し, 又は取り扱った対象物の量が500キログラム以上になったときは, 平成30年1月1日から同年3月31日までの間に, 所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならないこと。

## ○ 労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件の適用について

(平成28年12月22日基発1222第1号, 都道府県労働局長あて, 厚生労働省労働基準局長名)

労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件(平成28年厚生労働省告示第430号)が本日公示され, 平成29年1月1日から適用されることとなった。

については, 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第95条の6の規定及び改正後の労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等(平成18年厚生労働省告示第25号, 以下「告示」という。)に基づく報告(以下「有害物ばく露作業報告」という。)について, 関係者への周知徹底を図るとともに, 下記事項に十分留意し, その運用に遺漏のないようにされたい。

記

### 1 有害物ばく露作業報告の対象となる物(告示第1条関係)

別紙の表(編注:前記の「基安発1222第1号2」の表と同じ)の中欄に掲げる物(以下「対象物」という。)及び対象物を含有する製剤その他の物(同欄に掲げる物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。)を有害物ばく露作業報告の対象とすること。

### 2 報告の期間等(告示第2条関係)

事業者は, 平成29年1月1日から同年12月31日までの間に一の事業場において製造し, 又は取り扱った対象物が500キログラム以上になったときは, 平成30年1月1日から同年3月31日までの間に, 所轄労働基準監督署長に有害物ばく露作業報告を行わなければならないこと。

## ○ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条の4第1項に規定する新規化学物質について

(平成28年12月27日厚生労働省告示第416号)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条の4第1項に規定する新規化学物質について同項の規定による届出があったので, 同条第3項の規定に基づき, その名称を次のとおり公表する。

※以下, 厚生労働省ホームページ参照。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H161227K0010.pdf>

## ○ 化学防護手袋の選択, 使用等について

(基発0112第6号平成29年1月12日, 都道府県労働局長あて, 厚生労働省労働基準局長名)

有害な化学物質が直接皮膚に接触することによって生じる, 皮膚の損傷等の皮膚障害や, 体内への経皮による吸収によって生じる健康障害を防止するためには, 化学物質を製造し, 又は取り扱う設備の自動化や密閉化, 適切な治具の使用等により, 有害な化学物質への接触の機会をできるだけ少なくすることが必要であるが, 作業の性質上本質的なばく露防止対策

を取れない場合には, 化学防護手袋を使用することが重要である。化学防護手袋は, 使用されている材料によって, 防護性能, 作業性, 機械的強度等が変わるため, 対象とする有害な化学物質を考慮して作業に適した手袋を選択する必要がある。

今般, 特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成28年厚

生労働省令第172号)による特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)の改正により、経皮吸収対策に係る規制を強化したことに伴い、化学防護手袋の選択、使用等の留意事項について下記のとおり定め、別添1(編注:略)により日本防護手袋研究会会長あて及び別添2(編注:略)により別紙(編注:略)関係事業者等団体の長あて通知したので、了知されたい。また、今後、有害な化学物質を取り扱う事業場を指導する際には、下記の内容を周知されたい。

## 記

### 第1 事業者が留意する事項

#### 1 全体的な留意事項

化学物質へのばく露防止対策を講じるに当たっては、有害性が極力低い化学物質への代替や発散源を密閉する設備等の工学的対策等による根本的なレベルでのリスク低減を行うことが望ましく、化学防護手袋の使用はより根本的なレベルでのばく露防止対策を講じることができない場合にやむを得ず講じる対策であることを前提として、事業者は、化学防護手袋の選択、使用等に当たって、次に掲げる事項について特に留意すること。

- (1) 事業者は、衛生管理者、作業主任者等の労働衛生に関する知識及び経験を有する者のうちから、作業場ごとに化学防護手袋を管理する保護具着用管理責任者を指名し、化学防護手袋の適正な選択、着用及び取扱方法について労働者に対し必要な指導を行わせるとともに、化学防護手袋の適正な保守管理に当たらせること。なお、特定化学物質障害予防規則等により、保護具の使用状況の監視は、作業主任者の職務とされているので、上記と併せてこれを徹底すること。
  - (2) 事業者は、作業に適した化学防護手袋を選択し、化学防護手袋を着用する労働者に対し、当該化学防護手袋の取扱説明書、ガイドブック、パンフレット等(以下「取扱説明書等」という。)に基づき、化学防護手袋の適正な装着方法及び使用方法について十分な教育や訓練を行うこと。
- #### 2 化学防護手袋の選択に当たっての留意事項
- 労働安全衛生関係法令において使用されている「不浸透性」は、有害物等と直接接触す

ることがないような性能を有することを指しており、日本工業規格(以下「JIS」という。)T8116(化学防護手袋)で定義する「透過」しないこと及び「浸透」しないことのいずれの要素も含んでいること。「透過」及び「浸透」の定義については後述)

化学防護手袋の選択に当たっては、取扱説明書等に記載された試験化学物質に対する耐透過性クラスを参考として、作業で使用する化学物質の種類及び当該化学物質の使用時間に応じた耐透過性を有し、作業性の良いものを選ぶこと。

なお、JIS T 8116(化学防護手袋)では、「透過」を「材料の表面に接触した化学物質が、吸収され、内部に分子レベルで拡散を起し、裏面から離脱する現象。」と定義し、試験化学物質に対する平均標準破過点検出時間を指標として、耐透過性を、クラス1(平均標準破過点検出時間10分以上)からクラス6(平均標準破過点検出時間480分以上)の6つのクラスに区分している(表1参照)。この試験方法は、ASTM F739と整合しているので、ASTM規格適合品も、JIS適合品と同等に取り扱って差し支えない。

また、事業場で使用されている化学物質が取扱説明書等に記載されていないものであるなどの場合は、製造者等に事業場で使用されている化学物質の組成、作業内容、作業時間等を伝え、適切な化学防護手袋の選択に関する助言を得て選ぶこと。

表1 耐透過性の分類

クラス	平均標準破過点検出時間(分)
6	>480
5	>240
4	>120
3	>60
2	>30
1	>10

- 3 化学防護手袋の使用に当たっての留意事項
 

化学防護手袋の使用に当たっては、次の事項に留意すること。

  - (1) 化学防護手袋を着用する前には、その都度、着用者に傷、孔あき、亀裂等の外観上の問題がないことを確認させるとともに、化

学防護手袋の内側に空気を吹き込むなどにより、孔あきがないことを確認させること。

- (2) 化学防護手袋は、当該化学防護手袋の取扱説明書等に掲載されている耐透過性クラス、その他の科学的根拠を参考として、作業に対して余裕のある使用可能時間をあらかじめ設定し、その設定時間を限度に化学防護手袋を使用させること。なお、化学防護手袋に付着した化学物質は透過が進行し続けるので、作業を中断しても使用可能時間は延長しないことに留意すること。また、乾燥、洗浄等を行っても化学防護手袋の内部に侵入している化学物質は除去できないため、使用可能時間を超えた化学防護手袋は再使用させないこと。
- (3) 強度の向上等の目的で、化学防護手袋とその他の手袋を二重装着した場合でも、化学防護手袋は使用可能時間の範囲で使用させること。
- (4) 化学防護手袋を脱ぐときは、付着している化学物質が、身体に付着しないよう、できるだけ化学物質の付着面が内側になるように外し、取り扱った化学物質の安全データシート (SDS)、法令等に従って適切に廃棄させること。

#### 4 化学防護手袋の保守管理上の留意事項

化学防護手袋は、有効かつ清潔に保持すること。また、その保守管理に当たっては、製造者の取扱説明書等に従うほか、次の事項に留意すること。

- (1) 予備の化学防護手袋を常時備え付け、適時交換して使用できるようにすること。
- (2) 化学防護手袋を保管する際は、次に留意すること。ア直射日光を避けること。イ高温多湿を避け、冷暗所に保管すること。ウオゾンが発生する機器（モーター類、殺菌灯等）の近くに保管しないこと。

## 第2 製造者等が留意する事項

化学防護手袋の製造者等は、次の事項を実施するよう努めること。

- 1 化学防護手袋の販売に際しては、事業者等が適切な化学防護手袋を選択できるよう、JIS

T 8116 に基づく耐透過性試験の結果など、その性能に係る情報の提供を行うこと。

- 2 化学防護手袋の不適切な選択、使用等を把握した場合には、使用者に対し是正を促すとともに、必要に応じ不適切な選択、使用等の事例をホームページで公表する等により水平展開するなどにより、合理的に予見される誤使用の防止を図ること。

## 第3 その他の参考事項

JIS T8116 に定められている「耐浸透性」及び「耐劣化性」の定義及び指標は、以下のとおりである。

### 1 耐浸透性

JIS T8116では、「浸透」を「化学防護手袋の開閉部、縫合部、多孔質材料及びその他の不完全な部分などを透過する化学物質の流れ。」と定義し、品質検査における抜き取り検査にて許容し得ると決められた不良率の上限の値である品質許容基準 [AQL: 検査そのものの信頼性を示す指標であり、数値が小さいほど多くの抜き取り数で検査されたことを示す.] を指標として、耐浸透性を、クラス1 (品質許容水準 [AQL] 0.65) からクラス4 (品質許容水準 [AQL] 4.0) の4つのクラスに区分することとしている (表2参照)。

発がん物質等、有害性が高い物質を取り扱う際には、クラス1などAQLが小さい化学防護手袋を選ぶことが望ましい。

表2 耐浸透性の分類

クラス	品質許容水準(AQL)
4	4.0
3	2.5
2	1.5
1	0.65

### 2 耐劣化性

JIS T8116では、「劣化」を「化学物質との接触によって、化学防護手袋材料の1種類以上の物理的特性が悪化する現象。」と定義し、耐劣化性試験を実施したとき、試験した各化学物質に対する物理性能の変化率から、耐劣化性をクラス1 (変化率80%以下) からクラ



ス4（変化率 20%以下）の4つのクラスに区分することとしている（表3参照）。なお、耐劣化性については JIS T8116 において任意項目とされているとともに、JIS T8116 解説に、「耐劣化性は、耐透過性、耐浸透性に比べ、短時間使用する場合の性能としての有用性は低い」と記載されている。

表3 耐劣化性の分類

クラス	変化率
4	≤20
3	≤40
2	≤60
1	≤80

※厚生労働省ホームページ参照。

<http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/doc/tsuchi/T170116K0040.pdf>

○化学防護手袋の選択、使用等に係る参考資料の送付等について

（平成29年1月12日事務連絡、都道府県労働局労働基準部健康主務課長あて、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長名）

※厚生労働省ホームページ参照。

<http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/doc/tsuchi/T170116K0050.pdf>

別紙1 オルトートルイジンに対する化学防護手袋の資料

<http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/doc/tsuchi/T170116K0051.pdf>

別紙2 オルトートルイジンに対して化学防護手袋を使用する上でのQ & A

<http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/doc/tsuchi/T170116K0052.pdf>

○「特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」の諮問と答申～「3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン」(略称「MOCA」)に係る健康診断項目に膀胱がん等を予防・早期発見するための項目を追加します～

(平成29年1月26日)

厚生労働大臣は、本日、労働政策審議会（会長 樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授）に対し、「特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。

この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 土橋 律 東京大学大学院工学系研究科教授）で審議が行われ、同審議会から、妥当であるとの答申がありました。

厚生労働省は、この答申を踏まえて速やかに省令の改正作業を進めます（平成29年2月公布、平成29年4月1日施行予定）。

【省令案のポイント】（詳細は別添3）

○3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン」(略称「MOCA」)に係る特殊健康診断の項目に、膀胱がん等の尿路系腫瘍を予防・早期発見するための項目（尿中の潜血検査、膀胱鏡検査等）を追加します。

※厚生労働省ホームページ参照。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000149626.html>

【別添1】諮問文

【別添2】答申文

【別添3】省令案の概要

○膀胱がんとオルトートルイジンのばく露に関する医学的知見を公表します～労災請求を受け、国際的な報告や疫学調査結果を分析・検討して報告書を取りまとめ～

(平成28年12月21日)

厚生労働省の「芳香族アミン取扱事業場で発

生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」(座

長：柳澤裕之 東京慈恵会医科大学 教授)は、このたび、膀胱がんとオルトートルイジンとの関連について、現時点での医学的知見を報告書として取りまとめましたので、公表します。

今回の報告書は、福井県内の化学工場において、オルトートルイジンを取り扱う業務に従事していた労働者に発症した膀胱がんの労災請求(7件)があったことを受け、業務が原因かどうかを判断するために、国際的な報告や疫学調査結果などを分析・検討し、まとめたものです。

報告書の結論は、次のとおりです。(報告書の概要は、別添のとおりです)

オルトートルイジンのばく露と膀胱がんの発症リスクとの関連性について、

- ばく露業務に10年以上従事した労働者に発症した膀胱がんは、潜伏期間が10年以上認められる場合、その業務が有力な原因となって発症した可能性が高いものと考える。

- ばく露業務への従事期間または潜伏期間が10年に満たない場合は、作業内容、ばく露状況、発症時の年齢、既往歴の有無などを勘案して、業務と膀胱がんとの関連性を検討する。

今回の報告書を受けて厚生労働省では、この検討の契機となった化学工場を管轄する福井労働局に対し、年内に労災請求事案の決定を行うよう指示します。また、オルトートルイジンを取り扱う事業場に対する労災請求手続きなどの周知を実施していきます。

※厚生労働省ホームページ参照。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000146649.html>

- 検討会報告書の概要及び今後の対応
- 「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」報告書

## ○ 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示

(平成28年11月30日、厚生労働省告示第403号)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第65条第2項及び第65条の2第2項並びに特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)第7条第1項第5号及び第8条第1項の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正

する告示を次のように定め、平成29年1月1日から適用する。

※安全衛生情報センターホームページ参照。

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-281-1-0.htm>

## ○ 特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令

(平成28年11月30日厚生労働省令第172号)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第343号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

※安全衛生情報センターホームページ参照。

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-282-1-0.htm>